



山形県公報

平成15年10月21日(火)
第1485号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 訓 令

山形県労働金庫検査規程を廃止する訓令.....(雇用労政課)...1205

### 告 示

児童福祉法による指定居宅支援事業者の指定.....(児童家庭課)...1206

公共測量の終了の通知.....(管 理 課)... 同

建設業者に対する営業停止の処分.....(村山総合支庁建設総務課)... 同

開発行為に関する工事の完了.....(村山総合支庁建築課)...1207

道路の区域の変更.....(最上総合支庁建設総務課)... 同

一般国道の供用の開始.....( 同 )... 同

### 教育委員会関係

#### 告 示

山形県教育委員会10月定例会の招集.....1208

### 地方労働委員会関係

#### 告 示

地方公営企業労働関係法第5条第2項の規定による告示..... 同

### 公 告

平成15年度准看護師試験の実施.....(保健業務課)...1209

大規模小売店舗の新設の届出.....(商業振興課)... 同

監査の結果に基づき講じた措置の公表.....(監査委員)...1210

県有地売払いに係る公募抽選の公告.....(病院事業局)... 同

### 正 誤

## 訓 令

山形県訓令第23号

商工労働観光部

山形県労働金庫検査規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成15年10月21日

山形県知事職務代理者

山形県副知事 金 森 義 弘

山形県労働金庫検査規程を廃止する訓令

山形県労働金庫検査規程(昭和29年4月県訓令第12号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第945号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成15年10月21日

山形県知事職務代理者

山形県副知事 金 森 義 弘

| 指定居宅支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地      | 事業所の名称及び所在地                           | 児童居宅支援の種類 | 指定年月日      |
|-------------------------------|---------------------------------------|-----------|------------|
| 社会福祉法人友愛会<br>山形市すげさわの丘727番地47 | 指定児童短期入所事業所すげさわの丘<br>山形市すげさわの丘727番地47 | 児童短期入所    | 平成15.10.10 |

### 山形県告示第946号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、地域振興整備公団山形総合開発事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成15年10月21日

山形県知事職務代理者

山形県副知事 金 森 義 弘

- 1 公共測量を実施した地域  
上山市西北部
- 2 公共測量を実施した期間  
平成15年7月22日から同年8月29日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（3級基準点測量）

### 山形県告示第947号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

平成15年10月21日

山形県知事職務代理者

山形県副知事 金 森 義 弘

- 1 処分をした年月日  
平成15年10月16日
- 2 処分を受けた者
  - (1) 商号 堀川土建株式会社
  - (2) 主たる営業所の所在地 上山市矢来四丁目15番7号
  - (3) 代表者の氏名 堀川 真宏
  - (4) 許可番号 山形県知事許可（特 - 13）第101534号
- 3 処分の内容  
建設業の営業のうち、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は建設費について国若しくは地方公共団体の補助金等の交付を受けている建設工事で、土木工事業に係るもの（下請契約によるものを含む。）について、平成15年10月24日から同月30日までの7日間の営業の停止
- 4 処分の原因となった事実
  - (1) 堀川土建株式会社が、東北地方建設局山形工事事務所（現東北地方整備局山形河川国道事務所）発注の平成12年度今泉護岸工事（以下「本件工事」という。）に係る施工体系図及び施工体制台帳に必要な事項を記載せず、発注者に対し事実と異なる施工体系を報告したことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

(2) 堀川土建株式会社が、本件工事に、本件工事に参加していない有限会社新庄砕石工業所と実体のない下請契約を締結したこと及び小国開発株式会社の下請負人として有限会社青木産業が工事を請負っていることを知りながら、当該工事について同社との間で同社を自らの下請負人とする実体のない下請契約を締結したことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

山形県告示第948号

次の開発行為は、完了した。

平成15年10月21日

山形県知事職務代理人

山形県副知事 金 森 義 弘

- 1 許可番号  
平成15年1月29日 指令村総建第5038号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
上山市金瓶字原87 - 4、87 - 6、87 - 7、88 - 1
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
山形市大字黒沢547番地86  
高橋 由紀子

山形県告示第949号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成15年10月21日から同年11月3日まで縦覧に供する。

平成15年10月21日

山形県知事職務代理人

山形県副知事 金 森 義 弘

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 458号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長     |
|------------------------------------|------|------------------|---------|
| 最上郡鮭川村大字川口字天狗森710番2から<br>同 718番4まで | 旧    | 14.8メートル<br>7.6  | 193メートル |
| 同 上                                | 新    | 18.6メートル<br>12.4 | 同上      |

山形県告示第950号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成15年10月21日から同年11月3日まで縦覧に供する。

平成15年10月21日

山形県知事職務代理人

山形県副知事 金 森 義 弘

- 1 路線名 458号
- 2 供用開始の区間 最上郡鮭川村大字川口字天狗森710番2から  
同 718番4まで
- 3 供用開始の期日 平成15年10月21日

## 教育委員会関係

### 告 示

山形県教育委員会告示第13号

山形県教育委員会10月定例会を次のとおり招集した。

平成15年10月21日

山 形 県 教 育 委 員 会

委 員 長 安 孫 子

博

- 1 招集の日時 平成15年10月23日(木) 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室

3 議 題

- (1) 教職員の人事に係る臨時専決処理の承認について
- (2) 教職員の人事について
- (3) 山形県スポーツ振興審議会委員の解任及び委嘱（任命）について
- (4) 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について
- (5) 平成16年度山形県立高等学校並びに山形県立盲学校、聾学校及び養護学校の高等部の入学者募集について
- (6) 平成17年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針の決定について

## 地方労働委員会関係

### 告 示

山形県地方労働委員会告示第3号

地方公営企業労働関係法（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を次のとおり平成15年10月7日認定した。

なお、平成13年12月28日山形県地方労働委員会告示第3号（労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲）は、廃止する。

平成15年10月21日

山 形 県 地 方 労 働 委 員 会

会 長 濱 田 宗 一

- 1 地方公営企業の名称  
県が経営する電気事業、工業用水道事業、公営企業資産運用事業、水道用水供給事業及び駐車場事業
- 2 組合の表示  
前項に掲げる事業に従事する職員が結成し、又は加入する労働組合
- 3 労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲

| 勤 務 箇 所          |                   | 労 働 組 合 法 第 2 条 第 1 号 に 規 定 す る 者                                                                    |
|------------------|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 山<br>形<br>県<br>企 | 本 局               | 局長、局次長、課長、主幹、総務課副主幹、課長補佐（課長に事故がある場合その事務を代決する者1人及び局の人事、労務又は経理を担当する者に限る。）、総務課財務主幹補佐、同総務主査、同職員主査及び同職員係長 |
|                  | 南 部 発 電 管 理 事 務 所 | 所長及び副所長                                                                                              |
|                  | 北 部 発 電 管 理 事 務 所 | 所長及び副所長                                                                                              |
|                  | 村 山 地 区 水 道 事 務 所 | 所長及び副所長                                                                                              |

|        |           |                                             |
|--------|-----------|---------------------------------------------|
| 業<br>局 | 最上地区水道事務所 | 所長及び副所長                                     |
|        | 置賜地区水道事務所 | 所長及び副所長                                     |
|        | 庄内地区水道事務所 | 所長及び副所長並びに庄内地区水道事務所平田支所長及び庄内地区水道事務所平田支所副支所長 |

## 公 告

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成15年度准看護師試験を次のとおり実施する。

平成15年10月21日

山形県知事職務代理者

山形県副知事 金 森 義 弘

### 1 試験の日時及び場所

- (1) 日 時 平成16年2月17日(火) 午後1時30分から午後4時まで
- (2) 場 所 山形市香澄町三丁目4番5号  
山形国際ホテル

### 2 受験手続

受験願書を平成16年1月5日(月)から同月9日(金)までの間に山形市松波二丁目8番1号健康福祉部保健薬務課に提出すること(郵送による提出の場合は、平成16年1月9日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。)

### 3 その他

詳細については、健康福祉部保健薬務課（電話023(630)2330）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに鶴岡市役所において平成16年2月21日まで縦覧に供する。

平成15年10月21日

山形県知事職務代理者

山形県副知事 金 森 義 弘

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラパス鶴岡中央店  
鶴岡市大塚町10番10号

### 2 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社エスロード 酒田市あきほ町662番地の5  
代表取締役 穴戸 孝

### 3 大規模小売店舗の新設をする日

平成16年6月9日

### 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,275.75平方メートル

### 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 50台
- (2) 駐輪場の収容台数 8台
- (3) 荷さばき施設の面積 61平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 19.44立方メートル

### 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

イ 開店時刻 午前10時

ロ 閉店時刻 午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前9時45分から午後9時15分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数 2か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

7 届出年月日

平成15年10月8日

8 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成16年2月21日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県病院事業管理者から、平成15年8月8日公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成15年10月21日

山形県監査委員 鈴 木 正 法  
 山形県監査委員 広 谷 五郎左工門  
 山形県監査委員 櫻 井 薫  
 山形県監査委員 濱 田 宗 一

| 監 査 対 象 機 関 | 指 摘 事 項                         | 措 置 の 内 容                                                |
|-------------|---------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 中 央 病 院     | 診療材料管理システムの賃貸借及び保守に関する契約が適切でない。 | 今後、賃貸借及び保守に関する契約を行う際には、期間の設定や必要性を十分検討し、適正な契約事務に努めてまいります。 |

県有地の売買について、地方自治法（昭和22年法律第67条）第234条第1項の規定による随意契約の相手方を選定するための公募による抽選（以下「公募抽選」という。）を次のとおり行う。

平成15年10月21日

山形県立鶴岡病院長 灘 岡 壽 英

1 公募抽選の場所及び日時並びに公募抽選に付する物件及び価格

| 場 所                             | 日 時                      | 公募抽選に付する物件及び価格                                           |
|---------------------------------|--------------------------|----------------------------------------------------------|
| 鶴岡市大字高坂字堰下28番地<br>山形県立鶴岡病院 4階講堂 | 平成15年12月2日(火)<br>午前10時から | 鶴岡市美原町12番7<br>土地<br>宅地 450.45平方メートル<br>価格 18,468,450円    |
|                                 | 平成15年12月2日(火)<br>午後2時から  | 鶴岡市本町三丁目18番19<br>土地<br>宅地 210.53平方メートル<br>価格 11,158,090円 |

2 応募期間

平成15年10月21日(火)から同年11月21日(金)まで

3 公募抽選参加者

次の各号に該当しない者

- (1) 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後2年を経過しない者

4 契約条項を示す場所

〒997-0369 鶴岡市大字高坂字堰下28番地 山形県立鶴岡病院総務経営課施設用度係 電話0235(22)2690

5 契約保証金

契約金額の100分の10以上

6 公募抽選参加の申込みの無効

公募抽選に参加する者に必要な資格のない者のした公募抽選参加の申込み及び公募抽選に関する条件に違反した公募抽選参加の申込みは、無効である。

7 現地説明の場所及び日時

| 公募抽選に付する物件及び価格                                           | 現 地 説 明 会 の 場 所 | 日 時                       |
|----------------------------------------------------------|-----------------|---------------------------|
| 鶴岡市美原町12番7<br>土地<br>宅地 450.45平方メートル<br>価格 18,468,450円    | 鶴岡市美原町12番7      | 平成15年11月14日(金)<br>午前10時から |
| 鶴岡市本町三丁目18番19<br>土地<br>宅地 210.53平方メートル<br>価格 11,158,090円 | 鶴岡市本町三丁目18番19   | 平成15年11月14日(金)<br>午前11時から |

8 その他

- (1) 郵便による公募抽選参加の申込みを認める。
- (2) 公募抽選、公募抽選参加の申込条件及び契約に関する詳細については、山形県立鶴岡病院総務経営課施設用度係(電話0235(22)2690)に問い合わせること。

正 誤

| 発行年月日       | 県 公 報 番 号 | ページ | 行  | 誤               | 正                  |
|-------------|-----------|-----|----|-----------------|--------------------|
| 平成15. 3. 25 | 第1425号    | 297 | 21 | 村山市榎岡荒町5064番5から | 村山市榎岡荒町二丁目5064番5から |

平成15年10月21日印刷  
平成15年10月21日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056